

資金を  
提供しない!

利用しない!

恐れない!

# 静岡県 暴力団排除条例 2011年8月1日施行

静岡県では、暴力団が組織実態を隠して県民の生活や事業活動に介入し、積極的に活動資金を獲得して、県民生活や県内の経済活動に大きな脅威を与えている現状にあります。そこで、警察、県、県民、事業者等が連携して、静岡県から暴力団を排除し、安全で平穏な県民生活を確保し、社会経済活動の発展のため条例を制定しました。

本条例では、暴力団排除のための基本理念や

- 県、県民及び事業者の役割
- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 青少年の健全な育成を図るための措置
- 暴力団員等に対する利益の供与等の禁止等
- 不動産の譲渡等をしようとする者及び建設業者の講ずべき措置
- 祭礼等からの暴力団の排除

について定めています。

静岡県警察  
SHIZUOKA PREF. POLICE

<http://www.police.pref.shizuoka.jp/>

詳しくは

社会全体で  
暴力団排除!

基本理念

# 暴力団を恐れない!

# 暴力団に対し資金を提供しない!

# 暴力団を利用しない!

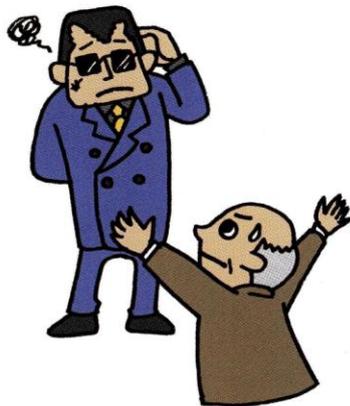


## 社会全体で 暴力団排除!



### 暴力団排除に関する基本的施策

暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者に公共事業の入札に参加させない等、県の事務・事業から排除します。



県の公共施設を暴力団の活動に利用させないものとします。



暴力団排除活動により暴力団等から危害を加えられる恐れがある者等に対して、警察が必要な保護措置を行います。



暴力団を排除する重要性について理解を深めるため、集会を開催する等広報啓発活動を行います。



### 青少年の健全な育成を図るための措置

学校等の教育施設周辺200メートル区域において暴力団事務所の新規開設、運営を禁止します。



**罰則** 1年以下の懲役、50万円以下の罰金

青少年が暴力団の被害にあったり、組員にならないための教育が、中学・高校等で行われるよう、必要に応じ県が支援等を行います。



## 事業者の暴力団員等に対する利益供与の禁止

暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等と取引等を行うことを禁止します。



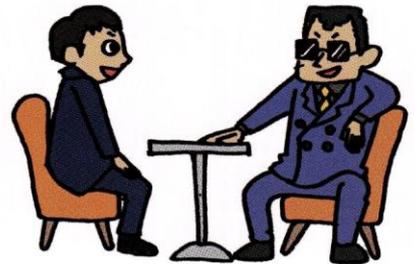
悪質な場合は **勧告・公表**

暴力団の威力を利用する目的で、暴力団に利益を供与することを禁止します。



悪質な場合は **勧告・公表**

暴力団の活動に資するものであることを知りながら、暴力団員等との取引等を行うことを禁止します。



悪質な場合は **勧告・公表**

## 不動産の譲渡等をしようとする者及び建設業者の講ずべき措置

不動産が暴力団事務所に利用されることを知って不動産取引、建設工事の請負契約等を禁止します。



悪質な場合は **勧告・公表**

契約の相手方に対して、暴力団でない旨の確認をとるように努めましょう。



暴力団事務所に使用された場合、契約を解除できる旨を契約内容に盛り込むよう努めましょう。



## 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

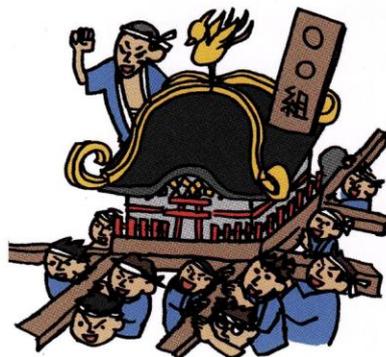
暴力団員等は威力を利用されることを知って、利益の供与を受け、若しくはその要求、約束などを禁止します。



悪質な場合は **勧告・公表**

## 祭礼等からの暴力団の排除

祭り、花火大会、イベント等において行事の企画、運営などを暴力団等に委託することを禁止します。



悪質な場合は **勧告・公表**

祭り、花火大会、イベント等において暴力団関係者らに露店の出店等を許可することを禁止します。



悪質な場合は **勧告・公表**

# Q&A よくある質問にお答えします。

## Q なぜ暴力団排除が必要なのですか？

A 暴力団は私達の社会の至るところに入り込み、不法・不当な活動をしています。社会から暴力団を排除する活動は、全国的に大きな盛り上がりを見せており、今こそ社会全体で暴力団排除活動を推進する時です。

## Q 静岡県にはどのくらい暴力団があるの？

A 山口組系、稲川会系の二次組織が9団体、その配下組織等約100組織があり、約1,900名が活動しています。山口組系の二次団体数は全国ワースト3位です。

## Q 条例で定める排除の対象は？

A 暴力団、暴力団員はもちろんですが、暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)や暴力団員や暴力団員等と密接な関係を有する者も対象としています。

## Q 暴力団事務所を作れないのは学校の周りだけなの？

A 学校の他、図書館、公民館、家庭裁判所など青少年の健全育成に支障がある場所も対象としています。

## Q 公共工事等の入札から排除されるのは暴力団だけ？

A 暴力団員が役員を務めるなどの関連企業その他、暴力団と密接な関係があると認められる事業者も排除の対象となります。

## Q 違反したら罰則はあるの？

A 暴力団事務所を禁止区域内に開設した場合には懲役刑等の罰則がありますが、暴力団に利益の供与をした事業者等に対しては、「勧告」「公表」等の行政的な措置があります。

## Q 勧告・公表とはどういうことですか？

A 違反行為が認められた場合、公安委員会から違反行為の是正や中止を勧告されます。勧告をされても改善されない場合は、意見聴取の手続きを経て公表されます。勧告は文書にて、公表は県公報及び、県警ホームページによる公表を予定しています。

### 病院



暴力団という理由で手術や診察、入院の順番や予約を早めること。



## 利益の供与って具体的に どういうことですか？

その業種によって色々な事例が考えられます。暴力団への資金提供等の他、適正対価による商取引などでも該当する可能性があります。これまで実際にあった事例を挙げてみたので参考にして下さい。

### ガソリンスタンド



暴力団員という理由で、洗車等特別なサービスをすること。

### 運輸業



暴力団組織のお歳暮やお中元などの配達委託を受けること。

### 飲食業



暴力団やその関連企業と知りながらおしぼり、絵画、観葉植物等の購入やリース契約等をする事。

### 旅館ホテル



暴力団の襲名披露・出所祝いなどのイベント会場の利用を請け負うこと。

### ゴルフ場



暴力団組長の誕生日等のゴルフコンパの開催を請け負うこと。

### 印刷業



暴力団組織の名刺、ブラックジャーナル等の印刷委託を受けること。

静岡県警察本部 組織犯罪対策課

tel.054-271-0110

静岡県暴力追放運動推進センター

tel.054-283-8930

静岡県警察  
SHIZUOKA PREF. POLICE

<http://www.police.pref.shizuoka.jp/>

詳しくは

警察、暴追センター等が全面的にバックアップ

どんな些細なことで結構です。下記連絡先、もしくは最寄りの警察署までご相談下さい。県民みんなで団結して活動しましょう!

0120-54-8930

